平成２８年（フ）第１３９９号
埼玉県上尾市二ツ宮1064―１　レオパレスパインズ211号室、破産手続開始時の住所埼玉県桶川市寿２丁目８番１号　１マンション101号
破産者　鈴木　啓太
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５０７号
埼玉県久喜市上内478番地　わし宮団地２街区４棟306号、旧住所埼玉県久喜市桜田１丁目４番１―1017
破産者　小田嶋浩吉
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１６１７号
さいたま市見沼区大和田町２丁目1553番地１503号
破産者　樋口　有斗
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５９号
静岡市葵区瀬名川１丁目１番10号
破産者　日高　敦司
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７３８号
静岡県田方郡函南町平井673番地の４　ベルシオンユウＢ202、旧住所静岡市清水区蒲原神沢294番地　エスペランス・アン302号
破産者　酒井　弘年
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２９５号
大阪府泉佐野市中町１丁目３番65号
破産者　杉山　美輝
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４２０号
大阪府和泉市のぞみ野１丁目９番１号
破産者　伊村飛雄馬
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１９１５号
札幌市白石区中央２条４丁目９番40号　勝見コーポ110号
破産者　勝見　直紀
1　決定年月日　平成29年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９６０号
札幌市豊平区水車町１丁目８番18―202号、開始決定時の住所札幌市豊平区水車町１丁目８番18―405号
破産者　藤原　真弓（旧姓佐藤）
1　決定年月日　平成29年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１０６号
北海道千歳市富丘２丁目20番13号　ＫＳマンション201号
破産者　岡部　大作
1　決定年月日　平成29年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６２号
北海道北見市北３条西６丁目８番地１
破産者　中野　孝夫
1　決定年月日　平成29年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第３１５号
盛岡市上堂４丁目４番17号　パンセスＡ―101号、申立時の住所岩手県滝沢市葉の木沢山553番地６
破産者　古川　義広
1　決定年月日　平成29年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１１９号
福島県郡山市字桑野北町208番地　稲荷マンション202号
破産者　服部　和志
1　決定年月日　平成29年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第５５４号
横浜市鶴見区鶴見中央１丁目31番22―2911号
破産者　横川　一幸
1　決定年月日　平成29年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第５５６号
東京都大田区中央６丁目１番５号
破産者　岩中　賢次
1　決定年月日　平成29年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第６６２号
川崎市幸区小向町21番４号　みゆき荘　101、前住所川崎市幸区小倉３丁目13番24―404号ライオンズマンション新川崎南
破産者　加藤　朋次
1　決定年月日　平成29年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第６６３号
川崎市幸区小向町21番４号　みゆき荘　101、前住所川崎市幸区小倉３丁目13番24―404号ライオンズマンション新川崎南
破産者　加藤　清美
1　決定年月日　平成29年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２２３号
神奈川県三浦市初声町下宮田724番地３　ハイツグローリー102
破産者　鈴木　敏行
1　決定年月日　平成29年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部